

上場会社監査事務所登録・措置不服審査会規則

(制 定 平成 24 年 7 月 4 日)

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、会則第 137 条第 12 項の規定に基づき、上場会社監査事務所登録・措置不服審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(審査会の招集)

第 2 条 審査会長は、会則第 135 条第 1 項に規定する不服申立を受理したときは、速やかに審査会を招集するものとする。

2 審査会長は、審査会を招集しようとするときは、委員に対しあらかじめ開催日時、開催場所、不服申立のあった事案（以下「審査事案」という。）その他審査会開催に必要な事項を通知しなければならない。

(審査会の議決)

第 3 条 審査会は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

2 審査会の議決は、出席委員の過半数をもってする。

(利害関係)

第 4 条 会則 137 条第 11 項において準用する第 80 条に規定する委員及び予備委員（以下「委員等」という。）の利害関係は、次のいずれかに該当するときとする。

一 委員等又は委員等の二親等以内の親族が、不服申立を行った公認会計士又は監査法人の社員であるとき。

二 前号に掲げる関係に準ずるものとして細則で定める関係を有するとき。

2 不服申立を行った上場会社監査事務所（以下「当該監査事務所」という。）は、前項に規定する利害関係がある者のほか、委員等に審査事案の審査の公正性を妨げる特別な事情又は関係にある者がいると思料するときは、審査会長に対し当該委員等の忌避を申し立てることができる。この申立てがあつたときは、審査会は許否の決議をしなければならない。

(予備委員)

第 5 条 委員に事故があるとき、又は委員が欠けたとき（利害関係がある場合を含む。）は、審査会長が指名する予備委員がその職務を行うものとする。この場合において、審査会長は、その旨を遅滞なく会長に報告するものとする。

(説明の機会の供与)

第 6 条 審査会は、審査事案の審査に当たり、当該監査事務所に十分な説明の機会を与えなければならない。

(通 知)

第 7 条 審査会長は、審査事案に係る結論が議決されたときは、その結論を当該監査事務所に通知しなければならない。

2 審査会長は、前項の通知を行ったときは、その旨及び結論の内容を会長及び品質管理委員会に書面をもって通知するものとする。

(守秘義務)

第8条 審査会の委員等は、その職務に関し知り得た秘密を正当な理由がなく他に漏らし、又は盗用してはならない。審査会の委員等でなくなった後も、同様とする。

(議事の非公開)

第9条 審査会の議事は公開しない。

2 傍聴はこれを認めない。

(審査会の議事録)

第10条 審査会の議事録は審査会開催の都度作成し、本会に保存しなければならない。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載する。

- 一 審査会の開催日時及び場所
- 二 審査会の出席者
- 三 議事の経過及び結果
- 四 議決を要する事項につき意見が分かれた場合の各意見の内容及びその数

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。